

【市政情報室・ホームページ用】

平成 1 9 年千葉市教育委員会会議  
第 8 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成19年千葉市教育委員会会議第8回定例会会議録

日時 平成19年8月17日(水)  
 午後2時00分開会  
 午後3時40分閉会  
 場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 竹蓋 幸生  
 委 員 川島 義美  
 委 員 奥山 福子  
 委 員 岩沼 静枝  
 委 員 津田 英彦  
 教 育 長 飯森 幸弘

出席職員	教 育 次 長	海宝 和雄	教育センター所長	五十嵐一博
	教育総務部長	大野 湊	養護教育センター所長	三橋 雅夫
	学校教育部長	岩切 裕	生涯学習部参事(生涯学習振興課長事務取扱)	本庄 賢一
	生涯学習部長	宮野 光正	青少年課長	村松 好晴
	稲毛高等学校長・同附属中学校長	柴寄 光夫	中央図書館長	田口 幸男
	教育総務部参事(総務課長事務取扱)	武田 昇	総務課総括主幹	原 誠司
	企画課長	山崎 正義	学事課調整主幹	白鳥 洋二
	学校財務課長	豊田 英男	生涯学習振興課調整主幹	田中晋二郎
	学校施設課長	豊田 滋貴	総務課主幹	伊藤 太一
	学事課長	荒川 眞治	社会体育課主幹	山根 正美
	教職員課長	時田 猛	学校施設課課長補佐	渡辺 康弘
	指導課長	小池 公夫	学校施設課長補佐	蔵迫 重信
	保健体育課長	嶋田 信昭	社会体育課長補佐	成毛 博光

書 記	総務課長補佐	大崎 賢一	総務課副主査	小池 正彰
	総務課総務係長	藤代 真史	総務課主任主事	清田 信之
	総務課人事係長	内山 健	総務課主任主事	渡邊 賢一
	総務課経理係長	高橋 義浩	総務課主事	河瀬 伸也

- 1 開会  
竹蓋委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
竹蓋委員長より津田委員を指名
- 4 会期の決定  
平成19年8月22日(1日間)ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認  
平成19年第4回定例会及び第5回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
  - (1) 非公開事項の決定  
議案第43号、議案第44号及び協議事項(1)を非公開審議とする旨決定
  - (2) 報告事項  
報告事項(1) 平成20年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者募集要項等について  
学事課長より報告があった。  
報告事項(2) 学校防犯カメラシステムの整備について  
学事課長より報告があった。  
報告事項(3) 第60回千葉市中学校総合体育大会の結果報告について  
保健体育課長より報告があった。
  - (3) 議決事項  
議案第43号 財産の取得について  
学校施設課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第44号 工事請負契約について  
学校施設課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
  - (4) 協議事項  
協議事項(1) 千葉市民ゴルフ場設置管理条例の制定について  
社会体育課主幹より参考説明の後、協議が行われた。
  - (5) 発言の要旨  
報告事項(1) 平成20年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者募集要項

等について

竹蓋委員長 学事課長、報告をお願いします。

学事課長 報告事項(1)「平成20年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者募集要項等について」報告します。昨年度と大きな変更はありませんが、明確化を図る上で3か所を変更、2か所追記変更をしました。まず、明確化の3点ですが、第1に市内での居住を明確な資格とするために、「保護者ととも千葉市内に居住し、かつ入学後も継続して千葉市内に居住する者」としました。関連して、第2に学区外からの志願についても、住所ではなく「千葉市内に居住することが確実な者」という表記にしました。第3に、出願について「郵送による受付は行わない」と併記しました。以上が明確化の3点です。次に追記変更の部分ですが、「応募資格」に、「他の公立中等教育学校、または公立併設型中学校を併願していないこと」を追記しました。これは平成20年4月に県立千葉中学校が開校予定であることから、新たに追記したものです。また、検査時間割について、集合受付時間を5分短くして、ゆとりを持って適性検査の会場に移動できるように日程を修正しました。次に出願書類ですが、「平成20年度稲毛高等学校附属中学校出願書類」の「入学願書」、「志願理由書」は昨年度と同様です。小学校長が作成する「報告書」ですが、「総合的な学習の時間の記録」の欄で、昨年度は「学習活動・観点・評価」の3項目に分けて記載していましたが、各校長が記入しやすいように、「評価」の1項目にまとめました。また、昨年度は「総合所見・指導上参考となる諸事項」の欄を設けていましたが、報告書における記載事項、面接、「志願理由書」等を通して判断できるという考え方からこの欄を削除しました。

竹蓋委員長 質問等を含め、何かありますか。

竹蓋委員長 先ず、市内に「居住する者」と、「住所がある者」とはどう違うのでしょうか。次に、千葉県立千葉高等学校に、公立の中高一貫校ができると聞いていますが、他の併設型中学校はどこを想定しているのですか。最後に、「報告書」というのは、小学校の通知表と同じ形式なのですか。それとも違うのですか。

学事課長 1点目の「居住する者」と「住所がある者」の違いですが、「住所」と言うのは住民票の所在地であり、「居住」とは実際に住んでいる、という捉え方です。住所を有することを原則に、現在の住んでいる場所が確かなことが受験資格である、ということです。

竹蓋委員長 「居住」の方が厳しいと解釈してよいのですね。

学事課長 「居住」とは確かにそこに住んでいる、生活しているという意味です。

竹蓋委員長 住民票と現在の住んでいる場所は一致しているものであると思っていたのですが、そうではないのでしょうか。

学事課長 本来的には一致していなければならないものです。2点目のご質問について、他の併設型学校の1つとしては県立千葉中学校を考えていますが、その他については、東京にある公立の併設型の中高一貫校との併願を想定しています。

竹蓋委員長 他の都道府県の中高一貫校とも併願してはいけないということですね。そのようなことはこの記載で、一般の人にもわかるのでしょうか。

学事課長 受験を考えている家庭にとっては、東京も通学圏内ですので、理解していただけたと思います。問い合わせ等があれば説明いたします。3点目の質問の「報告書」については、高校受験のときに出願書類として、調査書を提出してもらいますが、それと同様のものです。報告書のもとになりますのは、小学校児童指導要録で、両者の記載内容は整合しています。

## 報告事項(2) 学校防犯カメラシステムの整備について

竹蓋委員長 学事課長、報告をお願いします。

学事課長 報告事項(2)「学校防犯カメラシステムの整備について」、報告します。まず、事業の目的及び必要性ですが、学校において、主に夜間、学校敷地内への不審者の侵入や学校施設の器物破損等が後を絶たない状況があり、児童・生徒、保護者や教職員に不安感が広がっていることから、防犯カメラの設置により、校舎などへの侵入及び器物破損等の被害を抑止しようとするものです。事業の内容ですが、施設被害などのある学校の中から、小学校15校、中学校20校、高等学校1校、計36校に防犯カメラを設置し、防犯効果を高め、安全で安心な学校づくりを推進していきます。なお、設置校については、資料の下段にあるとおりです。防犯カメラ各学校への設置の数ですが、各学校に3台ずつ設置し、デジタルレコーダー付のモニターを1台ずつ設置します。リース期間ですが、平成19年10月1日から平成24年9月30日までです。最後に稼働までのスケジュールですが、去る7月25日に入札を行い、8月1日に落札業者と契約しました。既に業者は設置準備に入っており、該当校に順次設置し試験運用を行い、9月末

までに完了、10月1日に、36校一斉に稼働する予定です。設置校については、今月29日に連絡会を持ち、カメラシステムの運用管理について説明を行う予定としています。

竹蓋委員長 質問等を含め、何かありますか。

津田委員 今回のリース設置について、費用はどれくらい掛かるのでしょうか。

学事課長 システム等についてはリース契約が基本となっていますが、今回、落札した事業者との契約金額は約330万円です。

津田委員 それは1校についてですか。

学事課長 全36校についてです。

奥山委員 リースについて借入期間は5年を目処にしているとのことですが、それ以上に機器の耐用年数はあると思います。もし5年の期限が過ぎればそのままカメラは当初の学校に設置したままにできるのでしょうか。また別の学校にも、新たにつけることは考えているのでしょうか。

学事課長 リースについては5年間の契約です。5年間運用し、効果があるかを判断して、有効であり、支障がないと認められれば、5年経た後に契約を更新することになると思います。機器については、改良があるので、再リース契約が切れたときに事業継続していく場合には、新しいものに変えるということです。また、他の学校については今年度36校設置して、その効果の評価を行い、効果がある場合には、調査結果を元に導入を検討していきたいと思います。

奥山委員 再リースと機器の更新の部分について、買取りでないから、契約更新のときに有利ということですね。

学事課長 端的に言えば、そういうことです。

奥山委員 長年に亘って使っていく場合には、新しいものに上手に更新して、使えるだけ使っていく方がよいと思います。そのようなことなどもよく考えて、継続してもらいたいと思います。

津田委員 効果があるかどうかはどのように判断するのですか。

学事課長 今回設置した学校については実際の被害の有無や、侵入の件数で判断します。

津田委員 そんなに多くの被害があるのですか。

学事課長 学校によってはかなりあります。

津田委員 ここに名前が挙がっている学校に何件も被害があって、それが減ったというのならわかるのですが、1件や2件程度の被害件数で、どのように判断するのでしょうか。

学事課長 被害は学校によっては2、3件ということがあります。件数のみではなく、器物損壊等の被害の程度の大きさなども判断の材料にします。

津田委員 あえてこのような質問をしたのは、効果がなければ設置をやめるということもあり得るのか、でも、それも少しおかしな話だ、と思ったからです。防犯カメラなどは、効果を求めるというよりも、ある意味で必然的に設置されるべきであると思います。徐々に事業を各校に広げていきたいというのならわかるのですが、せっかく設置したものを効果がなかったら撤去してしまうのかどうか、そういう意味あいがあって質問したのですが。

学事課長 カメラの設置については、犯罪被害の抑止が第一の目的であり、様々な学校安全の事業のうちの一つとして位置づけています。当然効果を期待していますが、これについては、設置した状況をよく見て、安全が高められるということであれば、教育委員会として検討していきたいと思っています。まずは、実施してできるだけ有効に活用されるようにということを考えています。

竹蓋委員長 津田委員がおっしゃったのは、費用対効果のお話だと思います。要はこれだけ被害が出て、リース費用はこれだけで、仮に被害が全部収まれば、だいぶ予算的に助かる、ということを具体的に説明してもらえれば、理解しやすいと思います。例えば、1校に3台のカメラの配置で死角はないのでしょうか。学校などは窓を割ればどこからだって入れるのではないのでしょうか。1校に3台ずつの設置で効果があるのか、という疑問が先ずありますし、もうひとつは、市内全校ではなく36校への設置とした理由をしっかりと説明してもらえれば、こちらも疑問は生じません。私たちは個人としてこの会議に出席しているわけではなくて、市民の皆さんの代弁をしているわけですから、ただ、決まったことを説明されるだけではどうしても疑問が生じかねません。特に新しい事業などで予算を使うときには、きちんと誰が聞いてもわかるように、説明をして欲しいと思います。

奥山委員 今回の設置校は過去の例を見て、他の学校よりも被害にあう確率が比較的高かったということですね。

学事課長 そうです。

川島委員 各学校における防犯カメラに関する職務分掌として、各学校のどの職員が責任を持つのか、説明をお願いします。

学事課長 運用管理ですが、個人情報保護等の関連があるため、千葉市個

個人情報保護条例をもとに、管理運用の要綱を定めます。そこで、校長を責任者と定め、実際に運用に当たる担当者としては、校長が指名をする教頭ということになります。

奥山委員 極端なことをいうと、実際にカメラが映らなくても、形としてそこに掛かっているだけでも効果があるとも聞いたりしますよね。

竹蓋委員長 そのようなこともあります。カメラで見つけて警備会社に通報しても、10分ぐらいして到着すると犯罪が終わっている、ということもあります。確かに、費用対効果を計測するのは難しいとは思いますが、また、予防効果を狙っているということも理解できます。ただ、お金をかける事業を説明するときにはできるだけ細かく、わかりやすく市民の方々がきちんと理解してくれるような説明があると、私たちも安心できます。

### 報告事項(3) 中学校総合体育大会の結果報告について

竹蓋委員長 保健体育課長、説明をお願いします。

保健体育課長 報告事項(3)「中学校総合体育大会の結果報告について」ですが、先ず、千葉市大会の結果、経過等については、資料記載のとおりです。県大会は、7月25日から8月1日まで、関東大会は8月6日から12日まで開催されました。なお、全国大会は8月17日から25日までの期間で、現在東北地方各県で実施されているところです。県大会・関東大会の結果及び全国大会への出場状況について、関東大会における団体種目の主な成績ですが、バレーボール女子で花園中学校がベスト8、卓球男子で千城台南中学校が優勝、柔道女子で星久喜中学校が準優勝、剣道男子で加曾利中学校が準優勝と好成績を収め、それぞれの学校が全国大会に出場しています。続いて個人種目ですが、新体操個人総合で中学校の [ ] が第3位、卓球男子シングルスで [ ] 中学校の [ ] が優勝、同じく [ ] 中学校の [ ] が第3位に入りました。続いて柔道の女子52kg級で [ ] 中学校の [ ] が準優勝、同じく [ ] 中学校の [ ] が57kg級で第3位に入りました。また、剣道の個人戦男子で [ ] 中学校の [ ] が第3位という成績で、それぞれ全国大会へ出場しています。市大会、県大会、関東大会及び全国大会への種目別の参加選手数を資料に一覧として示してありますが、それぞれ、市大会に8,258名、県大会に1,020名、関東大会に133名、全国大会に46名の選手が参加しています。

稲毛高等学校長・同附属中学校長 全国高等学校総合体育大会の結果を付け加えて報告いたします。



先日行われた全国総体で本校水泳部から2名が参加し、そのうち、  
が、男子200メートル平泳ぎで全国第2位、同じく  
男子100メートル平泳ぎで全国第3位に入賞しましたので、報告します。

竹蓋委員長 おめでとうございます。稲毛高等学校ではプールがあって、専門  
コーチがいるのですか。

稲毛高等学校長・同附属中学校長 特に専門のコーチはいませんが、プールでは5月ごろから生徒  
たちが泳いでいます。

川島委員 スポーツの教育というのは、一般的な教育、特別の選手のための  
教育、病気の人のための教育と大きく3つに分けられると思います。  
そのうち選手のための教育の部分で、3年後に千葉国体が開催  
されますが、教育委員会としては、それに向けて、選手養成はどの  
ように行っているのでしょうか。

保健体育課長 保健体育課は学校関係の部活動について所管していますので、そ  
の観点からお答えします。川島委員のご指摘の、千葉国体に向けて  
の特別強化という点では、今までの部活動の発展という流れに従い、  
特別に強化を行うという考えに立った指導はしていません。

川島委員 国体の年が近くなったら、特別の指導を行うということはある  
のでしょうか。

保健体育課長 県で、競技力向上の通知を先日も各学校と地域のクラブへ向けて  
出していますが、特に学校の中では、特別の指導をすることはあり  
ません。

川島委員 わかりました。

竹蓋委員長 今、相撲等で心の問題が話題になっていますが、その辺りは、  
高等学校のスポーツで指導されているのでしょうか。日本ではみん  
な常識として育つので、あまりそういったことはお考えにならない  
ですか。

保健体育課長 平常の部活動運営をしている中で、千葉市では各学校とも技能中  
心という立場には立っていません。常に人間育成ということで、身  
体的な育成とともに、精神面の充実や、道徳的なモラルなどを、総  
合的に教育するのが、学校教育の部活動指導のありかたであると思  
います。各学校ではそれらの視点に立って指導に当たっています。

竹蓋委員長 礼に始まって礼に終わるといいますからね。

議案第43号 財産の取得について

委員長 学校施設課長、説明をお願いします。

学校施設課長 議案第43号「財産の取得について」ですが、当該案件は、おゆ

み野地区の開発により人口増加が見込まれたため、平成16年度に債務負担行為を設定、財団法人千葉市都市整備公社に依頼し、新設校として整備を行ったものです。当初予算では、国の補助対象事業費分のみの取得を予定していましたが、平成18年度に学校施設整備についての市債制度が変更となり、補助対象外の市単独事業分についても、市債で対応できるようになったため、財政当局と協議の結果、9月補正予算により、補助対象外市単独事業分についても取得することになったものです。取得相手先は「財団法人千葉市都市整備公社」で、取得する財産は「千葉市立おゆみ野南小学校の校舎、屋内運動場、プール棟及び附帯施設等」、取得予定価格は、「24億1,237万6,246円」です。取得内容ですが、校舎は「鉄筋コンクリート造3階建、取得面積は6,494平方メートル」、屋内運動場は「鉄筋コンクリート造2階建、取得面積は1,237平方メートル」、プール棟は「鉄筋コンクリート造平屋建、取得面積は885平方メートル」、その他附帯施設等です。なお、本議案は、補正予算での対応となりますので、本来当該補正予算の議案についても、本日議決に付さなければならないところですが、現時点で、市財政当局と最終的な調整を行っているところですので、補正案件については教育長による臨時代理によって処理させていただき、次回会議に報告します。

#### 議案第44号 工事請負契約について

委員長 学校施設課長、説明をお願いします。

学校施設課長 議案第44号「工事請負契約について」ですが、当該案件は、千葉市立新宿小学校大規模改造工事を行うための工事請負契約締結に係るものです。工事名称は「千葉市立新宿小学校大規模改造工事」、施工場所は「千葉市中央区新宿2丁目15番1号」、契約方法は「制限付一般競争入札」、契約金額は「3億2,550万円」、請負者は「千葉市中央区市場町3番1号 旭・宮内建設共同企業体」で、代表者は「千葉市中央区市場町3番1号 旭建設株式会社 代表取締役社長 渡邊 啓」、「千葉市中央区登戸1丁目23番4号宮内建設株式会社 代表取締役 宍倉 幸信」です。工事内容は、耐震性能が劣っている校舎1棟についての耐震補強工事と経年に伴う老朽外壁の改修、屋外防水改修など校舎外部改修と床長尺塩ビシート張替え、内壁塗替え、建具改修、トイレ改修などの校舎内部改修を併せ、大規模合併施工で実施します。完成期限は、平成20年7月31日です。

委員 長 質問等含め、何かありますか。

委員 長 参考資料の内容説明にある I s 値について説明をお願いします。

学校施設課長 これは耐震指標と言いまして、国土交通省の通知によると、I s 値が 0.3 未満については地震の振動に対しまして、倒壊崩壊の可能性が高い、0.3 から 0.59 までについては、倒壊崩壊の危険性がある、0.6 以上については倒壊崩壊の危険性が少ない、という数値です。

委員 新宿小学校で I s 値が 0.39 である校舎が 1 棟あった、ということですが、千葉市内の他の学校では I s 値が低い校舎はないのでしょうか。

学校施設課長 耐震基準については、昭和 56 年以前のものについては、新耐震基準で建てていません。それ以降のものについては、新耐震基準で建設しておりますので、I s 値を測定していません。現時点、新耐震基準に満たないものがかなり残っていますので、順次計画的に対応をしていくこととしております。

協議事項(1) 千葉市民ゴルフ場設置管理条例の制定について

委員 長 社会体育課主幹、説明をお願いします。

社会体育課主幹 協議事項(1)「千葉市民ゴルフ場設置管理条例の制定について」説明します。本来ならば、ゴルフ場設置管理条例議案を制定するよう市長に申し出ることにについて、議案としてご協議いただくべきところですが、一部内容が確定していないため、本日は、協議事項として条例等の概要を説明、これに基づき協議等をいただき、後日、千葉市教育委員会組織規則第 9 条第 1 項に基づく、教育長の臨時代理により処理させていただきたいと考えます。先ず、施設整備の経緯ですが、この千葉市民ゴルフ場は昭和 46 年から平成 9 年までの間、市内の家庭から排出された一般廃棄物の埋め立てを行ってありました下田最終処分場の跡地を有効利用するため、計画されたものです。現在、環境局が整備工事を進めており、来年の 6 月末には工事が完了し、市に引き渡される予定となっています。工事完了後は教育委員会所管のスポーツ施設として管理運営をしていきます。施設の概要についてですが、千葉市民ゴルフ場の位置は若葉区下田町及び谷当町地内です。面積は約 41.6 ヘクタール、ゴルフコースは 9 ホール、全長 3,055 ヤード、パー 36 です。また、配布資料のコースレイアウトの左下ピンク色の部分は教育委員会のゴルフ場敷地ではなく、農政部が所管する「ふれあい交流プラザ」です。そのほか、ショット練習場が 10 打席、プレイ前に練習する打ちっ

ばなしがあります。クラブハウスは鉄骨平屋建て、1,364㎡、クラブハウスの中にはロビー、ラウンジ、ウェイトングルーム、ロッカー、シャワーがあります。なお、駐車場は、普通車が157台、大型車が5台、障害者用が3台、合計165台が駐車可能です。続いて、運営方針ですが、施設の管理運営コンセプトを、「人に優しいゴルフ場」として、「生涯にわたり豊かで健康なスポーツライフの実現に寄与する」としました。その内容としましては、1点目は、誰もが気軽に利用できる、9ホールのパブリックゴルフ場。2点目として、幅広い市民の方、いわゆるジュニアといわれる子どもたちから高齢者の方々はもちろん、女性の方も気軽に始められる身近なゴルフ場である、ということ。さらに千葉県はゴルフ場に関して農薬等の使用について規制をしていますが、その千葉県が使用しました環境に影響の少ない資材を使い、芝を管理しています。次に、管理運営に関する経費ですが、本施設は指定管理者制度を採用することとしており、指定管理者は利用料金収入によって、独立採算制で運営することになります。このことで、より効率的な運営を目指したいと考えます。続いて、今後のスケジュールですが、9月に議会へ条例議案を上程しまして、議決後10月に指定管理者の募集を開始、12月には指定管理予定候補者の選定、平成20年2月には市議会へ指定管理者指定議案を上程し、3月に指定管理者の指定を行う予定となっています。その後6月には整備工事を完了しまして、来年秋にはゴルフ場の供用を開始したいと考えています。続きまして、条例案の概要について説明します。まず、施設の名称ですが、幅広く、市民に生涯スポーツを楽しむ場として親しまれる利用を第一に考え、「千葉市民ゴルフ場」としたところです。次に、設置の目的ですが、スポーツの振興と市民の健康の増進を図る施設として設置するものです。次に、主な施設については、先ほどご説明したとおりです。指定管理者についてですが、業務の範囲としては、施設の使用の許可及び使用の制限に関する事、施設内における行為の許可に関する事、施設の変更の承認及び原状回復に係る指示に関する事、ゴルフ場の維持管理に関する事、その他教育委員会が定めることとしています。指定管理者の選定に関しては、ゴルフ場の効用を最大限に発揮するとともに、管理を安定して行う能力を有する法人等の団体であることが条件となります。次に開場日時についてですが、市民の利用促進と、指定管理者の営業を最大限認める趣旨から、1月1日のみを休場日とし、必要がある場合には、臨

時に休場日以外の日には休場できることとしています。使用時間については、日照時間などを踏まえ、5月1日から9月30日までについては午前7時から午後6時まで、それ以外の期間は午前8時から午後5時までとしています。なお、いわゆる早朝営業などの使用時間の拡大については、指定管理者が教育委員会の承認を得て行うことができるものとしています。次に、利用料金は、利用者が指定管理者に支払い、指定管理者の収入となるものです。利用料金の内容としては、現在若干の調整が必要なところが残っていますが、ゴルフコースにおける実際のプレー及びショット練習場の施設利用料金と、ゴルフ場の施設内での物品販売や広告などの行為許可に係る利用料金を定めることを予定しています。現時点では、具体的な金額が確定しておりませんが、決定し次第、速やかに条例制定のための手続を行いたいと考えています。実際に利用者の方が支払う利用料金については、条例に定めた金額が上限となりますので、その条例の金額の範囲内において、教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めることとなります。また、委員会規則で定める場合その他特に必要がある場合には、利用料金の減免ができることとしています。施行期日ですが、指定管理者の指定の手続き等に関しては、公布の日から、その他の規定については規則で定める日から施行することを定めています。以上ご説明しました主な内容のほか、既存のスポーツ施設などの設置管理条例を踏まえ、施設の使用の許可・不許可、使用の制限、使用権の譲渡等の禁止、施設の変更の承認、利用料金の不返還、指定管理者の指定の手続き等について、規定することとなります。

委員長 質問等含め、何かありますか。

委員 ゴルフ場にしようとした以前に、ここに建設する施設として、どのような候補があったのでしょうか。

社会体育課主幹 民間の事業者がこの地区にゴルフ場を建設しようという計画がありました。その後、その計画が取り止めになり、処分場跡地を何とか利活用しようということで検討されたということです。その候補としていくつかあったと思いますが、地元の要望などを踏まえ、ゴルフ場に決定したと聞いています。

委員 整備工事は大体どの程度の費用がかかったのでしょうか。

社会体育課主幹 ゴルフ場の設計と工事を分けて行いましたが、先ず、設計に関する費用として、概ね5,600万円、その後の工事に関する費用は16億4,000万円、合計16億9,600万円がゴルフ場設置

にかかわる費用です。

委員 これは、初歩的なことですが、16億9,600万円はどこかに返していかななくてはならないのですよね。

社会体育課主幹 市で予算化をして、今後工事案件等の議決を経て、市の支出として負担します。

委員 独立採算制で、一般の半分の9ホール、5,000円程度の料金ということで、収益は上がっていくと思っているのですが、一般人の立場で考えるとそれでいいのか疑問です。

社会体育課主幹 独立採算制ということで、今後管理運営に関する経費について、市は一切支出するつもりはありません。民間の指定管理者が入ることにより、営業の収益はあがる可能性があります、その収益の一部が、指定管理者側から納付金という形で市に入ることになります。

委員長 民間の業者が引き上げたところを受け取って事業を行う、ということですが、それで、市として損をする可能性はないのですか。

委員 下田町でなく、その近辺につくろうとしていたのではないですか。

社会体育課主幹 この土地も含めて、コースが計画されていたということです。ゴルフ場の経営に関して、莫大な収益が上がることは考えにくいことですが、この建設費など、全額回収するというのは今の考えでは難しいと思われま。

委員 独立採算制といいますと、維持管理事務も入りますよね。

社会体育課主幹 このゴルフ場全ての運営維持管理費を指定管理者の収入で賄う、ということです。ただ、たとえ別の施設を作っていたとしても、その年間の管理運営費がかかっていたと思いますが、その部分について市は負担することがなくなったというところでは。

委員 コースの下にごみの埋め立てシートを敷いてあると思いますが、アップダウンの全くないところなのですね。

社会体育課主幹 先ほど申し上げたとおり、平成9年までごみの埋め立てをし、そのあと、その上に全部土をかけ、平らにならしたところに、更に盛り土等したものです。

委員長 「16億」という金額が市から支出されたということですが、それだけの費用をかけてやると、なぜゴルフ場なのか、なぜ民間で手を引いたところでゴルフ場をやるのか、という疑問が湧きます。こういうところからこれだけの要望があったとか、そういう説明をしてもらえると、我々も、市民の皆さんにわかってもらえらると思えますが、このように決定してからでは、我々としても責任を分担しきれない部分があります。結局16億円は一旦市から

出た、千葉市民の税金ですので、納税者のことを考えて、わかりやすく説明してくれるとありがたいと思います。私はみなさんと長い間仕事はしてきているから、なんとなくわかるような気はしますが、ただ、部外者から見れば、今私が申し上げたような、民間が引き上げたところになぜつくるのか、なぜゴルフ場なのかという素朴な疑問が出てくると思います。

委員 会員制の会費が不要なパブリックコースの利点があるのでしょうか。

委員長 様々な利点があることもわかりますが、それが他のものよりいいのか、という比較について、人に説明できるようにしてくれるとよいと思います。

社会体育課主幹 整備所管から聞いているところによれば、地元から、ゴルフ場を整備して欲しいという要望があったようです。

委員長 それはよくわかりますが、では、千葉市のお金を地元のためだけに使ってよいのでしょうか。千葉市民全部が地元ではないでしょう。いろいろと考えて発言してくれるとありがたいなと思います。

委員 ごみの処分場を若葉区に集中して作る結果になってしまったということもあるかもしれないですね。

委員 そのように説明してもらえるとまだわかりやすいのですが。

委員 処分場の場所が大体若葉区などに集中しているということは以前に耳にして、おおよそわかったのですが、そうすると、その処分場の跡を全部ゴルフ場にして終わりで済むことはないと思います。今後どのようにするのが適切なのかということも一応考えてもらえたらよいと思います。

委員長 様々な考え方があるということを入念に入れておいて下さい。

## 8 その他

(1) 川島委員から中国訪問について報告があった。

川島委員 先日は委員会の臨時会に出席できずに大変申し訳ありませんでした。いろいろな方々にお世話になり、千葉市と天津市のスポーツ交流に参加させてもらいました。簡単に、この報告をしまして、天津市と千葉市のスポーツ交流がますます盛んになることをお願いしたいと思います。先ずひとつには、北京の体育館ですが、日中の交流で、千葉市から、小学生の団体が参加していました。そして、開会式の表情を遠くから見せてもらいました。千葉市の子どもたちが大変凛とした表情で参加していて、見ている方が大変気持ちが良い

かったです。そういうことを北京で考えました。そして天津でのことを3つほどお話ししたいのですが、私は16年前に、柔道視察団で1回行ったことがあります。その平成3年ごろは、仲間に警察官が1人応募していたのですが、視察を断られました。なぜ、断られたのかは未だにわかりません。また、平成3年のときはトイレが非常に不自由でした。今は全く心配ありません。ただ欲をいえば、シャワートイレはまだ中国には普及していないのかな、という感じでした。また、自転車の集団走行が前のときは5列で、30メートルぐらい続いていましたが、現在ではそういうことはほとんどありません。また、公害問題も、当時はレンガ工場から汚水が出ていました。私たちは、そのとき、「公害」という問題を感じていましたが、中国の人たちはあのときには、「公害」という問題を感じていなかったのではないかという印象を受けました。今はオリンピックに向けて発展をしているわけですが、2番目は、天津のサッカー場ですが、約6万人から6万5千人を収容できるサッカー場がまもなく完成します。障害のある子が観覧できる施設が大変立派に出来上がりつつあります。9月2日に千葉市のフクダ電子アリーナで、なでしこジャパン、日本の女子サッカー代表とブラジルの代表が、壮行会を兼ねたサッカー大会を行うとのことですが、それが終わってから、天津のサッカー場で世界女子のサッカー選手権大会があるということです。次に、天津にトレーニングセンターがありまして、これを見学しました。柔道場に、横が20畳、縦が25畳の500畳ぐらいの中国でつくられた畳が敷かれていて、非常に柔らかい畳で感心しました。最後に、青島でセーリングの大会が行われ、昔のヨット競技ですが、これを視察しました。千葉市からも、この青島でのオリンピック競技に出場できる候補者として、磯辺第一中学校出身の選手が挙げられているそうですが、それもひとつの楽しみかなという気がします。因みに、千葉市も、千葉国体で、セーリングの競技場になっています。天津は1,000万の人口があるそうです。天津と千葉市、人口的には相当開きがありますが、これからも是非スポーツ交流をよろしくお願いしたいと思います。

(2) 企画課長から、千葉市学校教育推進計画の策定について、報告があった。

これに関連し、次のとおり質疑応答があった。

企画課長 千葉市学校教育推進計画の策定については、先般4月の第4回定例会で方針決定をいただいたところですが、その推進計画の策定を今後進めていく上で、諮問機関である「懇話会」を組織して、意



見を聞いていくこととなります。その懇話会の委員の選任が終わりましたので、報告します。委員の選任は、有識者、関係諸団体等、幅広く参加してもらおうという考え方で行いました。委員構成としては学識経験者5名、関係団体等の代表者8名、学校関係者5名、公募による市民2名で、合計20名となります。市民公募委員は、市政だよりで募集し、男性18名、女性16名、併せて34名の応募がありました。この中から、論文と面接によって審査し、選任したものです。任期は、2か年で計画を策定する予定ですので、その策定期間と同じく、平成21年3月末までの予定です。今後の懇話会の審議スケジュールですが、来週29日に第1回の懇話会を開催します。第1回の会議では、会長及び副会長を決定し、その後、諮問事項である、推進計画のありかた、あるいはその計画の策定について諮問し、その後に審議に入るということとなります。年度内に5回ほど会議を開催し、3月には中間報告をいただくこととしています。来年度についても、引き続きご審議いただき、20年度末に計画案ということで、最終答申をいただくこととしています。今後の教育委員会会議にも、節目節目で、またご報告する予定で考えていますので、よろしくお願いいたします。

委員 全く新しいことを千葉市独自で、文部科学省とは別に実施しようという趣旨なのですか。それとも、文部科学省のものに千葉市独自の政策を加える、ということでしょうか。今までの学校教育は上手くいってなかった、不都合な部分があったということですか。

企画課長 今まで千葉市の学校教育はそれなりに成果をあげていったと思いますが、この計画づくりの趣旨は、成果を更に質的に、内容的に充実、向上させていきたい、市民にわかりやすい政策を行っていききたい、という部分です。今まで、どちらかといえば行政主体で計画づくりを行ってきたので、できるだけ市民参加で計画づくりを行い、市民共通の理解のなかで、計画を推進していきたいというものです。

委員 普通は改善を目指すものであれば、現状の評価が先ず先にくるわけですね。ニーズをはっきりさせた上でつくるのであれば、「委員会」がまた増えたな、という感じになりませんか。

企画課長 教育ニーズの把握については、一度、平成16年度の「ちば・ビジョン21」策定のときに、市民提案として調査を行っています。「教育施策が充実していると思っていますか。」という、満足度調査の結果が非常に低かった、そこで改めて計画をつくるにあたって、

市民意識調査を今年度中に行う予定です。その意識調査のなかで、16年度にあまりにも低い結果がでていますので、少しその問題点等について協議したいと思っています。それをもって、その上で課題を整理して、調査項目等について懇話会で審議していきたいと思っています。

委員 一言でいうと、千葉市民から不満があった、その不満を解消していこうということですね。

企画課長 そうです。

委員 不満についてなのですが、今のいいところを伸ばしていった上での不満なのか、教育委員会がどんな事業を行っているかわからないために、ちゃんとやっていないのではないかと、思われているのか、わかりにくいですね。不満を持つ人が、何パーセントかというところだけを見て、そこから出発したのでは不十分ではないかと思えますので、ぜひその議論を始める前に、現状はこういう事業をやっている、ということを知ってもらった上で、そのあとで問題点は何なのかという議論を始めていただきたいと思えます。その時の不満が何パーセントあったから、ということではなく、教育委員会が行っている事業を理解してもらうことが始まりかな、と思えます。現状ではよく理解してもらえていないように思えますので、現場が頑張っている、それを市民の方々によく知ってもらったあとで、議論を始めたほうがいいのではないかと思えます。

委員 長 そのとおりだと思います。いままで行政主導で事業をやってきたことによって、不満があったので、外から入ってきた人から意見をもらう、ということだけでは恥ずかしいのではないのでしょうか。

教育長 いまの不満という問題については、意識調査したときに、「学校教育はよくやっていますか。」というアンケートでした。もっと具体的な「子どもの学力は身についていますか。」「生活の基本的習慣は身についていますか。」といった他のアンケートとは違って、「よくやっていますか。」という問い方のアンケート項目でしたので、非常に率が悪かったわけです。私どもは、それを必ずしも不満と捉えているわけではなくて、教育委員会のアンケート結果を踏まえて、千葉市の教育でやっていることをもっと市民に知らせようという目的で、「教育だよりちば」を増刷し、千葉市の教育はこういうことをやっていますと、千葉市が独自でやっていることを大きく取り上げるようにしました。また、「教育だよりちば」は、各学校の保護者に配っていたのですが、町内自治会にお願いして全世帯に

届くよう回覧する、そのようなかたちでPRしているわけです。なぜ、今、この学校教育の推進計画をつくるかということ、私たちは今まで、国の動きと足並みをそろえ、むしろ少し先行した感もあるのですが、平成12年度に学校教育改革会議を設置し、さらに4つの分科会に分かれて、「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校」を、と様々な施策を行ってきました。基本的には、これで、この方向性でいいと思うわけですが、今の委員長のお話にもありましたように、今の教育の原点に立ちながら、国の動きにあわせながらも、もっと千葉らしさを出していこうということで、先ず、実態調査で子どもとか保護者とか教職員に大きくアンケートをとり、そのアンケートの中でこういう実態だから、千葉市の教育のどこを変えていったらよいか、やはり市民の声を聞いたり、パブリックコメントを行い、今の方向性とは大きく離れたものではありませんが、千葉市の教育委員会の方向性をさらに明確に定め、示していこうという訳です。そのために「懇話会」を設け、外部の委員の皆さんにも意見をいただいで、アンケートの結果が出てきたときに、いろいろ議論いただいで方向性を出していこうということです。

(3) 次回第9回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日時を決定することとした。

## 9 閉会

竹蓋委員長より閉会を宣言